

特記仕様書

(適用範囲)

第1条 この特記事項以外は下記を準拠する。

安城市契約規則、安城市工事等施行に関する事務取扱要領、工事監督要領及び設計変更事務取扱要領

工事請負契約書

愛知県建設局発行土木工事標準仕様書

関係法令及び諸工事基準

(公表歩掛の参考明示)

第2条 この設計書に記載される歩掛等は、標準的な施工方法を参考明示したものであり、設計図書に特別の定めのある場合を除き、指定するものではない。

(施工条件の明示)

第3条 下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。

なお、参考明示○印該当欄は、積算上の条件明示であり、指定するものではない。

大項目	中項目	適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示		
I	工法関係	①	1	工法指定	指定工種及び工法			
					工法指定する理由			
			2	仮設工事	仮設工法			
					仮設工法選定条件			
			3	仮設備	仮設備の構造			
					仮設備の施工方法			
					仮設備の設計条件			
			4	薬液注入	設計の前提条件			
		施工区分						
		材料種類						
		施工範囲						
		削孔本数及び延長						
		○ 5	現場発生品	品名・規格・数量	ガードレール			
				引渡場所・運搬距離	安城市現業事務所			
				再使用の有無				
		6	支給品及び貸与品	品名・規格・数量				
				品質・性能				
				引渡場所・運搬距離				
		7	部分使用	部分使用箇所				
				部分使用時期				
				部分使用目的				
		8	振動測定	振動測定				
		②	工事用道路	○ 1	一般道の使用	搬入経路		
						搬出経路		
使用期間	工事期間中							
使用時間帯	原則9:00-17:00							
2	仮道路			仮設道路の構造				
				安全施設等の設置内容				
				安全施設等の設置期間				
				工事終了後の存置・撤去				
				維持補修の内容				
③	関係品質	1	品質管理	品質管理に関する条件				

II	工程関係	①	関連工事	○	1	関連工事	関連する工事名及び発注者	上水道 給水管設置工事	
							関連する工事内容		
							調整結果内容		
							施工に係る条件		
					2	公共補償工事等 他管理者協議	管理者名		
							協議結果内容		
							施工に係る条件		
							協議成立見込時期 (未了の場合)		
					3	占用支障物件協議	占用支障物件名		
		協議結果内容							
		施工に係る条件							
		協議成立見込時期 (未了の場合)							
		②	関係機関	○	1	交差協議等	協議機関名	矢作川沿岸水質保全対策協議会	
							協議結果内容	受注者の決定後、施工計画書及び誓約書の提出をすること。	
							施工に係る条件	沈砂池の設置	
協議成立見込時期 (未了の場合)									
○	2			地元調整	調整結果内容	騒音抑制及び交通規制に留意すること。			
					施工に係る条件	・桜井小学校について、施工計画や工事予定を密に調整し、 学校運営に支障がないよう配慮すること。 ・市道小川清水道線は給食配送車の唯一の経路となっているため、施工する際は特に留意すること。			
○	3			法令等手続き	手続き先機関	消防署、清掃事業所			
					協議結果内容				
					施工に係る条件	通行規制による届出・調整を行い、報告すること。			
III	用地関係	①	用地関係		1	借地	場所及び範囲		
							時期及び期間		
							使用条件		
							復旧方法		
							工事に必要な土地の借地料		
					2	工事用地の復旧	場所及び範囲		
							時期及び期間		
							使用条件		
							復旧方法		
					3	事業損失防止調査	事前・事後調査の区分		
							調査時期		
							調査方法		
							調査範囲		
							調査項目		
					4	立木伐採	対象範囲		
							処理方法		

IV	安全策関係	①	安全策関係	1	交通安全施設	指定内容			
						指定期間			
				2	近接施工	近接する施設			
						施工方法・作業時間帯等			
				○	3	交通誘導警備員等の配置 A・・・公安委員会の 検定合格者 B・・・資格者以外	該当路線名	市道小川金政10号線ほか	○
							配置位置	通行止め区間の起終点	
							配置人数	B 2人	
							時間	9:00～17:00	
							交代要員	有	
							期間	59日	
備考									
交通誘導警備員配置図									
交通誘導警備員配置期間算出表									
V	建設副産物	①	建設発生土	1	建設発生土の利用	搬入元利用方法			
						数量			
						土質区分			
						片道運搬距離			
						備考			
				現場利用条件	土質試験 項目				
					箇所・数				
					土質改良				
					仮置場				
		2	建設発生土の搬出	搬出先					
				数量					
				土質区分					
				片道運搬距離					
				備考					
		搬出先受入条件	土質試験 項目						
			箇所・数						
			土質改良						
仮置場									
搬出先詳細及び経路									
②	建設廃棄物	○	1	建設廃棄物の処理	建設廃棄物の種類	コンクリート殻	○		
					数量	別紙数量総括表のとおり			
					処理等施設の名称	中間処理施設			
					片道運搬距離	11.0km以下			
					処理方法受入条件等				
					建設廃棄物の種類	アスファルト殻		○	
					数量	別紙数量総括表のとおり			
					処理等施設の名称	中間処理施設			
					片道運搬距離	19.5km以下			
		処理方法受入条件等							
		建設廃棄物の種類	濁水	○					
		数量	別紙数量総括表のとおり						
		処理等施設の名称	中間処理施設						
		片道運搬距離	60km以内						
		処理方法受入条件等							

VI	資料の 確認	①	資料の 確認	1	地質調査報告書の 貸与		
				2	測量成果簿の貸与		
				3	用地境界杭の確認 資料提示		
				4	測量基準点の確認 資料提示		
				5	地下埋設物の確認 資料提示		
				6	設計委託成果の貸 与		
VII	その 他	①	その 他	1	調査・試験等に対 する協力	施工合理化調査	
				2	工事施工後にしか 設計数量が定まら ない工種	法枠工及び法面整形工	
						既成杭工	
		運搬処理工(廃棄物)					

(工程表)

第4条 安城市工事請負契約約款第3条に記載のある工程表は、提出不要とする。

但し、他工事の現場代理人を兼務させる場合(兼務工事)は、現場代理人等届の添付書類として、兼務届及び工程表を添付すること。

(監督員)

第5条 標準仕様書に記載のある専任監督員、主任監督員及び総括監督員は、監督員、担当係長及び担当課長と読替えるものとする。

(予定週工程の報告)

第6条 工期が2週間以上にわたる場合は予定週工程表を提出すること。

(建設副産物の報告)

第7条 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱のうち、「あいくる材使用状況報告書」及び「あいくる材使用実績集約表」の提出は不要とする。

(施工計画書記載省略項目の記載指示)

第8条 施工計画書の記載省略項目の内、施工方法及び施工管理計画については、施工計画書に記載しなければならない。

(履行報告)

第9条 受注者は、履行報告の提出に際し、現場状況のわかる写真を添付しなければならない。

(電子納品)

第10条 電子納品の対象及び電子情報の作成に係る基準は別に定める安城市電子納品運用手順書(以下「手順書」という。)によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。その他疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

(1日未満で完了する作業の積算)

第11条 「1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。）」は、変更積算のみに適用する。

2 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。

3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

4 受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用が分かる資料等)を監督員に提出すること。実際の費用が分かる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(現場精査)

第12条 現地踏査、測量等により設計図書との精査を行い、その結果を監督員と協議したうえで工事に着手すること。

(境界立会)

第13条 工事施工境界立会及び工事説明については原則、受注者において行い、その結果については監督員に報告すること。また、境界杭の移設(逃げ、戻し)について地権者の立ち会いのもとで行うこと。

(公共基準点)

第14条 公共基準点の付近で工事を施工する場合は、安城市公共基準点管理保全要綱に基づき適切に管理保全すること。

(工事施工位置立会調書)

第15条 側溝工事の縦断計画及び民地処理計画について監督員の了解を得たあと、該当する地権者に計画説明を行い、同時期に施工位置立会調書に確認の署名をもらうこと。なお、地権者との調整において、計画の変更が生じた場合は、監督員に連絡し了承を得るとともに、変更資料を提出すること。

(完全週休2日制工事)

第16条 完全週休2日制工事に取り組もうとする場合は、監督員とその可否について協議を行うものとする。

なお、完全週休2日制工事については、「安城市完全週休2日制工事試行要領(令和元年7月16日施行)」によるものとする。